

家庭保育室の

しおり

長久手市



ご不明な点等は下記までお尋ねください

〒480-1196

長久手市岩作城の内 60 番地 1

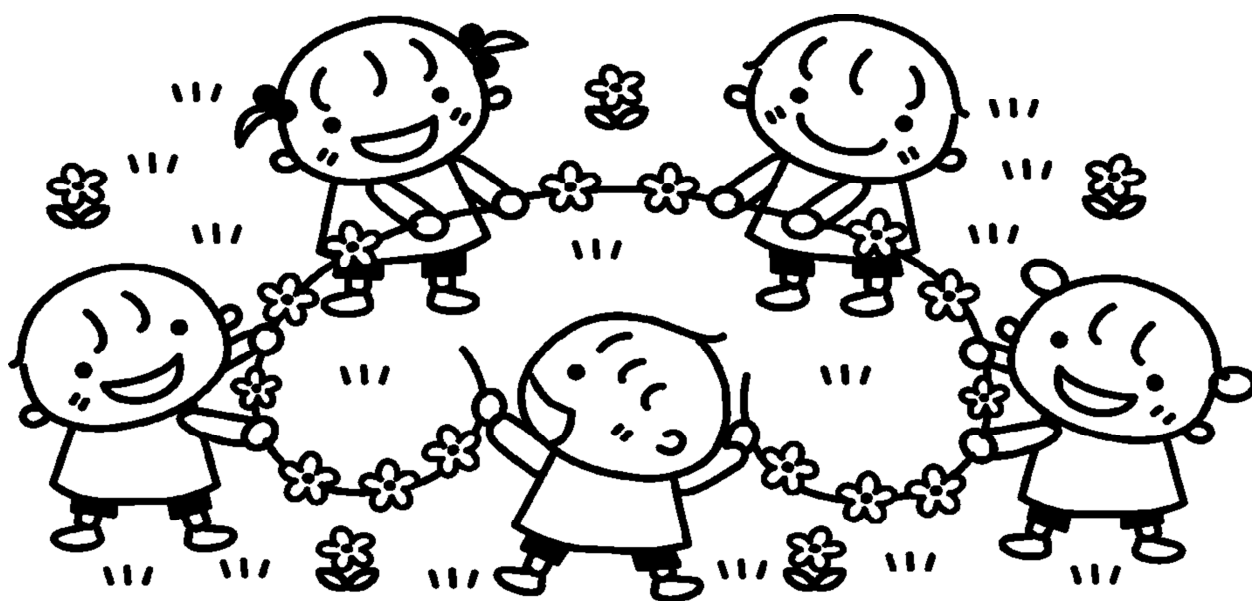
長久手市役所子ども部子ども未来課保育係

TEL 0561-56-0615 (ダイヤルイン)

FAX 0561-63-2100

保育目標

- 1 健康でいきいきとした子ども
- 2 自分のことは、自分でできる子ども
- 3 友達と一緒に遊び、生活することを喜ぶ子ども
- 4 気持ちや感動を豊かに表現できる子ども
- 5 やりとげた喜びを知り、どんな事にも努力する子ども
- 6 人や生き物に対して思いやりのある子ども
- 7 自然や物を大切にする子ども
- 8 おいしく、楽しく食べる子ども

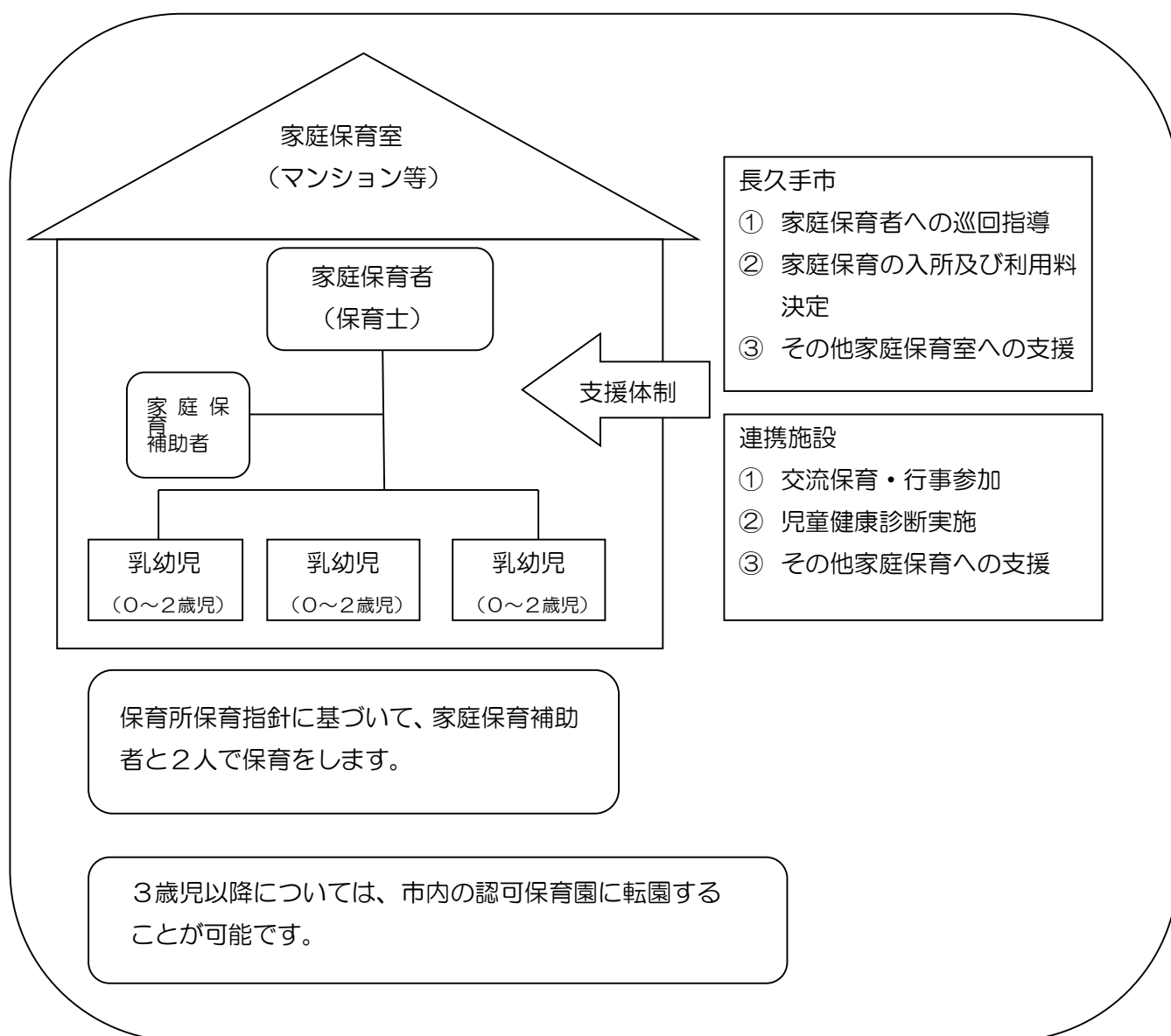


2 家庭保育室とは

児童福祉法第34条の15に定められている家庭的保育事業で、市の認可を受け、保育士資格を持つ家庭保育者が、マンションの一室等を保育室として活用し、保育所保育指針に基づいた保育を行います。

人格形成に重要な影響を与える乳幼児の時期に、家庭的な雰囲気の中で少人数を保育することにより、子どもの成長と発達をきめ細やかに見守ることができます。

本市では、保育士資格及び乳児保育・育児経験、国のガイドラインに沿った家庭保育の基礎研修を修了した保育士を、家庭保育者として認定し、家庭保育室を開設しています。



3 家庭保育室の対象児童と利用要件

家庭保育室に入所することができるお子さんは、次のとおりです。

<p>年 齢</p>	<p>生後6か月経過後の翌月から3歳未満児 ※年度の途中で満3歳に達した場合は、その年度末まで保育を行います。</p>
<p>利用要件</p>	<p>① 長久手市内にお住まいの家庭の乳幼児であること。</p> <hr/> <p>② 保護者が次の理由により、日中の保育ができないこと。</p> <p>ア. 居宅外で労働することを常態としている。 (月60時間以上就労している)</p> <p>イ. 居宅内で当該乳幼児と離れて、日常の家事以外の労働することを常態としている(内職不可)。</p> <p>ウ. 出産(予定)月を中心に産前2か月、産後2か月の5か月間内。</p> <p>エ. 病気、負傷もしくは精神、身体に障がいを持っている。</p> <p>オ. 長期にわたり病気、障がいのある同居の親族を月60時間以上居宅内または居宅外で介護している。</p> <p>カ. 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている。</p> <p>キ. 求職中、就学等による。</p> <hr/> <p>③ 家庭保育者または家庭保育補助者と三親等以内の親族関係(子・孫・兄弟姉妹・甥・姪など)にないこと。</p>

4 家庭保育室の概要

【開室日と開室時間】

	スマイル☆キッズ
家庭保育者	岡本 奈美子
開 室 日	月曜日から金曜日
休 室 日	土曜日・日曜日・祝日 12月29日から1月3日
開 室 時 間	8:00~18:00

※非常災害等による休所基準があります。

【定 員】

各5人

【保育形態】

家庭保育に関する専門的な研修受講後、市が認定した家庭保育者（乳幼児保育・育児経験を持つ保育士の有資格者です。）が自宅等で保育所保育指針に基づいて家庭保育補助者と2人で一人ひとりの発達に応じた保育をします。

家庭保育補助者とは、家庭保育に関する専門的な研修受講後、市が認定した家庭保育者の下で家庭保育の補助業務を行う人です。

【食 事】

保育室で調理したものを提供します（自園調理）。

【連携施設】

公立保育園が連携施設となり、主に下記のような支援を行います。

（1）連携施設で行われる行事（誕生会等）に参加したり、保育園の子どもたちと交流します。

（2）身体測定や内科検診、耳鼻科検診、歯科検診等を行います。

<各保育室の連携施設>

- ・スマイル☆キッズ…長湫南保育園

【利用料】

保護者の市民税額により長久手市が決定し、家庭保育者が直接保護者から徴収します。